

改正預金保険法による金融機関の秩序ある処理の枠組み – 政省令に関するパブリックコメントへの回答の公表

金融庁は、預金保険法の改正に関する政令・内閣府令等に関して行われたパブリックコメントについての回答を公表し、改正の施行日は2014年3月6日と決定されました。パブリックコメントの回答において示された金融庁の考え方を中心に、以下にご紹介致します。

預金保険法の改正

世界金融危機への対応の教訓から、2011年10月にFSB（金融安定理事会）が策定した「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性（Key Attributes）」を踏まえて、日本では、預金保険法の改正により、保険会社・証券会社などを含めた金融機関全般に対する破綻処理の枠組みが導入されました。

当該枠組みの対象は、銀行等の預金取扱金融機関に加えて、保険会社・有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者（証券会社）・銀行持株会社・保険持株会社・指定親会社・子法人等・証券金融会社とされています。また、今回の政令によって、短資業者が対象に追加されています。

特定認定

内閣総理大臣は、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがある場合には、金融機関等に対して「特定認定」を行い、認定を受けた金融機関等には、預金保険機構の監視・管理の下に、秩序ある処理が実施されることとなります。特定認定を受けた金融機関に対する措置の内容には、債務超過に至っていない場合に講じられる「特定第1号措置」と、債務超過等の場合に講じられる「特定第2号措置」が用意されます。

特定第1号措置

金融機関等は、預金保険機構による特別な監視を受けるとともに、その債務を円滑に履行するために、預金保険機構から貸付等の流動性供給や資本増強（株式等の引受等）を受けることとなります。特定第1号措置は、金融機関等の破綻等を前提とするものではなく、むしろ破綻に至らせずに対応することに主眼が置かれます。

特定第2号措置

金融機関等が債務超過等に至っている場合に講じられる特定第2号措置では、金融機関等の経営は、預金保険機構に委ねられます。その上で、システム上重要な取引については、別法人たるブリッジ金融機関等又は受け皿金融機関等に移されて取引が継続され、それ以外の取引については、当該金融機関等に残され、倒産手続に従って処理されることとなります。

早期解約条項等の発動停止決定

主に、特定認定を受けた金融機関等が締結しているデリバティブなどの金融取引について、当該特定認定を理由として早期解約条項等が発動されてしまうと、金融市場が不安定になることが危惧されます。かかる事態を避けるために、改正預金保険法は、内閣総理大臣は、その指定する一定の対象契約に関して、特定認定等を理由とする「特定解除等」について定めた契約の条項は、内閣総理大臣が必要と認めた期間中は、その効力を有しないこととする決定を行うことができる、という規定を設けました。

対象契約

発動停止決定の対象となる契約は、「金融市場その他の金融システムと関連性を有する取引のうち、取引所の相場その他の市場の相場がある商品に係る取引又はこれに準ずる取引で、金融機関等を当事者の一方とする契約に係る取引にかかるもの」とされ、店頭取引を含むデリバティブ取引等が含まれます。「金融システムと関連性を有する取引」で「市場の相場がある商品に関する取引」の範囲の具体的な解釈については、それ自体が金融取引としての性質を有するものに必ずしも限られないことが金融庁の考え方として示され、個別の場面に応じて広く適用される可能性があります。

特定解除等の理由の範囲

特定認定、認定又は特定認定若しくは認定に関連する措置（「関連措置等」）を理由として発動される特定解除等が停止の対象になりますが、関連措置等には「認定又は特定認定に関連する倒産手続上の措置」も含まれることが金融庁の考え方として示されました。これにより、特定認定と関連して行われる倒産手続の申立て等を理由とした特定解除等も停止の対象として含まれることとなります。

特定解除等

特定解除等には、契約の終了・解除、解約権の発生、期限の利益の喪失、いわゆる一括清算法に基づく一括清算が含まれ、今回の内閣府令により、その他の当事者双方の意思に基づかないネットィングが追加されました。また、規定の内容によっては、期限の利益の喪失そのものに限らず、期限の利益喪失事由の発生によって生じる他の効果についても、停止の対象に含まれる可能性が金融庁の考え方として示されています。

特定解除等が停止された取引の承継

特定解除等の停止がなされた取引については、原則としてブリッジ金融機関等又は受け皿金融機関等に承継されることになることが金融庁の考え方として示されました。

停止の期間

停止の期間については、法律上の規定として、内閣総理大臣が「我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置が講じられるために必要な期間」を指定できる旨が規定され、具体的な範囲については法令上明記されていません。但し、金融庁の考え方として、Key Attributes において、当該期間については厳しく制限されるもので、例示として 2 営業日が挙げられていることを引用した上で、当該趣旨を踏まえつつ、実効的な破綻処理を可能とする観点から具体的な期間が判断されると示されています。

特定負担金の制度

預金保険機構は、特定認定がなされた場合、資金援助等を講じることにより金融機関等を処理します。これに要した費用は、業種の別を問わず、今回導入された枠組みの対象となる金融機関等がその基準額に応じて負担し、預金保険機構に納付・負担するものとされています。

基準額は、各金融機関等の前事業年度末の負債額をもととし、そこから内閣府令で規定される控除額を減じたものとされます。

具体的な控除額の例としては、退職給付引当金、金融商品取引責任準備金、繰延税金負債、基準決済用預金、基準一般預金等のうち保険金の額に対応する預金等、保険契約準備金の一部、いわゆるベイルインの対象となる負債などが挙げられていますが、パブリックコメントを受けて、投資者保護基金の保護対象となる「顧客からの預り金」については控除の対象として追加されることになりました。

また、外国銀行支店の経理に関する取扱について、銀行法施行規則の改正が行われることから、従来、本支店勘定の負債項目に含まれていた、資本性を有する金額については、純資産に関する項目としての持込資本金として扱われ、実質的にベースとなる負債額から除かれることとなります。

一方で、我が国において連結されていない外国金融グループ内の会社が、当該外国金融グループ内の他の会社に対して負担している負債並びに現金及び国債等の比較的安全な資産で運用されている負債は、ベースとなる負債額から除かれないことが示されました。

また、外国銀行支店について、納付金融機関として他社の特定負担金を納付することはないこと、納付金融機関を通じて自己の特定負担金を納付することはないこと、さらには、ベースとなる負債額は、外国銀行支店に係る貸借対照表上の負債の額であり、外国銀行全体の貸借対照表の負債の額ではないことが明示されました。

ベイルイン制度

ベイルインの制度として、内閣総理大臣は、当事者間の特約たるベイルイン条項を含む一定の劣後負債や優先株式について、自己資本等における取扱いを決定する権限を有することとなりましたが、金融庁の考え方として、内閣総理大臣は、かかる決定においてベイルイン特約と異なる取扱いを決定する権限を有しないことが確認されました。したがって、預金保険法は「法定のベイルイン」の制度を採用していないものと考えられます。

お問い合わせ先

記事に関する詳細又はその他のお問い合わせは下記の者にご連絡ください。



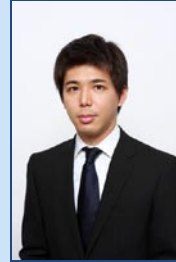
岡本雅之
(おかもとまさゆき)
パートナー

T: +(81 3) 5561 6665
E: masayuki.okamoto
@cliffordchance.com



野村 諭
(のむらさとし)
カウンセラー

T: +(81 3) 5561 6312
E: satoshi.nomura
@cliffordchance.com



赤尾進一郎
(あかおしんいちろう)
シニア・アソシエイト

T: +(81 3) 5561 6416
E: shinichirou.akao
@cliffordchance.com

本稿はテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本稿は、法律その他のアドバイスをを行うものではありません。

クリフォードチャンス法律事務所

外国法共同事業

〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目17番7号赤坂溜池タワー7階

© Clifford Chance 2014

Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyo)

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Casablanca ■ Doha ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Jakarta* ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Riyadh ■ Rome ■ São Paulo ■ Seoul ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C.

* Linda Widjati & Partners in association with Clifford Chance.